

1番、上原君代さん。

1番（上原 君代君） 今回の定例会では3点の一般質問を行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず1点目は、東員駅北側の開発について伺います。

1つ目は、東員駅北側一帯の地区を東員中央区と名づけてのまちづくり検討会をつくり、会議をしているとのことなので、その内容の公開と、話し合いの進行状況について。

2つ目は、東員中央区の開発の展望や、どのように進めていくのかの実施方法を、東員中央区の住民の方々や地権者全体への説明会を、いつ、どのように持とうと思っているのか。

3つ目に、区画整理事業は地権者の3分の2以上の同意がなければ組合の設立ができないと聞きますが、見通しはいかがですか。

よろしく願いします。

議長（門脇 助雄君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） 上原議員の「東員駅北側の開発」に関するご質問にお答えをいたします。

本町が持続的な発展を続けていくためには、人口増を図ることは重要な課題であると考え、新しい住民の受け皿となる、魅力ある市街地を確保し、新しい町の顔とするべく、東員駅北側での土地区画整理事業に向けての調査事業を行っているところでございます。

これまでもこの事業に関するご質問をいただき、事業の趣旨や必要性について、ご理解をいただきますようお願いを申し上げてまいりました。

お尋ねの、まちづくり検討会につきましても、平成18年12月に設立し、まちづくりに関する意見交換をはじめ、まちづくり手法の勉強会やまちづくり先進地の見学会を実施し、まちづくりに対する課題や、今後のまちづくりの方向性を話し合っ
てまいりました。

また、検討会の内容につきましては、その都度、「東員中央地区まちづくりニュース」により、住民の皆様へお知らせをさせていただいております。

また、進行状況につきましては、調査事業の中で、意向調査や事業計画素案の作成を行い、地権者の皆様にご説明を申し上げるための資料策定を現在進めているところでございます。

上原議員もご承知のとおり、事業計画区域は現在農業振興地域の農用地であり、区画整理を行うためには、農地法や都市計画法上における必要な法手続を行う必要がございますので、地権者の皆様にご説明申し上げるにつきましては、さらに手続について関係各機関と協議する必要がございます。地権者の皆様には、事業への条件整備が整い次第、ご説明申し上げる予定をさせていただいております。

次に土地区画整理事業組合の設立につきましては、土地区画整理法で区域内における地権者の3分の2以上の同意が必要となっておりますが、事業を行うための組合設立であり、実質的には地権者全員の同意を得る必要があると考えております。

お尋ねの、見通しにつきましては、先ほども申し上げましたように、事業区域や整備計画、資金計画に至るまで、さまざまな内容について、ご説明や、ご相談を申し上げてからのことであると考えております。

今後も、事業へのご理解をさらに深めていただきますよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上です。

議長（門脇 助雄君） 上原君代さん。

1番（上原 君代君） 今、きちっと計画ができてから説明を、というような回答がありましたし、組合員の3分の2どころか、地権者全員の同意が必要だと思っているということでしたので、私はそれを聞いてなおさらと思って、考えていることをお話ししたいと思います。

私としては、あの地域に本当にたくさんのお金を使って、あんなにきちっとした田んぼができて、大型機械で楽に作業ができる、本当に優良な田んぼということ。それと東員駅を降りた他地域からの人たち、特にちょっと都会の方から来た人たちがやったら、本当に昔の田舎の原風景だということで、心が癒される、そういう景色

だと思っていますので、この質問に当たりまして、地権者の方はどう思っているのかということ、意見を知りたいと思ひまして、少し聞きに回りました。

ある方は、息子の代には農業をしないから賛成だと言いましたが、でも整理事業をして宅地になっても、早く売れなかったらというのもあり得ることで、これは町が買ってくれるのではないのですか、町が買ってくれて開発してもらうことばかりやと思ってたということです。自分たちで組合をつくって、区画整理をして、売れるまで宅地課税を自分たちが払っていかねばならないということがわかったら、それでは反対だと言われてました。

ある方は、あの場所しか田んぼがないから、自分たちも含めて、息子夫婦、娘夫婦、みんなの家族が食べる米をつくっている。これからも田んぼを続けたいと思っている。

ある方は、うちは現在も1枚の田んぼが市街化区域の中にある。本当にその市街化区域の中にある田んぼは税金が高い。中央地区が市街化区域になったら、田んぼとして続けてはいけても、莫大な税金を払わなければならない。ただでさえ米の値下げとか肥料の値上げで、農業をしとっても生活がえらいのに、とてもやっていけない。市街化自体に反対だなどという切実な意見も聞きました。

皆さんの話を聞いて、私なりにちょっと考えたんですが、さっき言われました、まちづくりアンケートの結果で、完全に反対な方は4分の1でした。だけど2分の1くらいの方が、まあ賛成かというような結果でした。

だから、その2分の1の賛成の人たちは、何か、町からまちづくりの話があって、後継者もないことだし、宅地になって土地が売れて人口がふえて町の税収もふえるんだったら賛成かな、そんなぐらいのことでした。でも区画整理事業には、地権者の3分の2以上の賛成が必要なこととか、区画整理は町がやるのではなく、地権者が組合をつくってやることなので、宅地ができたとしても、売れるまで、地権者が宅地課税を支払っていかねばならないことや、この地域を市街化区域に変更すれば、農地として米をつくっていても、市街化区域としての税金を支払っていかねばならないこと。また、町が上下水道工事や道路工事をして、大きい主な道以外は、区画整理事業の道路は、皆さん、地権者の土地の一部を減らすことでできるのであって、町が道路の部分を、みんなの土地を全部買い上げるわけではなく、土地が減るんだということ、そういうことを知らない人が多かったということ。

そういう中で町長は、2006年度と2007年度決算で、合計3,818万円弱使って調査委託をしているんです。調査委託をそれだけ2年もしたのに、2年半たっても、まだ地権者の方々にアンケートとか、そういうのはやっても間接的です。やはり地権者の方々とひざを交えて話し合っ、いろんなことをきちっとわかってもらおうという、そういうことをやっていない。知ってもらおうとしないのはどういうわけか、それを聞きたいと思います。

議長（門脇 助雄君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） お答えをさせていただきます。

過去にいろいろと議員の皆さんと議論をさせていただいた経緯もございます。東員町の将来人口、3万人構想とか、北勢線の存続の問題ということで、東員町の新しいまちをつかっていこうということで、当初はもっと大きな面積で計画をして、最終的にはなかなか農地をつぶしていくのは、あの北側の部分ということで、現在、30町歩というんですか、30ヘクタールになっております。

大切な農地でございますので、地権者と申しますか、農家の皆さんがいろいろなご意見を、今、情報として出されておるといことも承知しております。しかしながら東員町の将来ということで、やはり新しいまちづくりを進めていきたいという中から出てきた問題でございます。

あくまでこれは調査というか、国の補助金をいただきながら、今、調査を進めておる。今、地権者全体の意見を集めたという経緯はないのですね。その中の代表者の方を一部、協議会的なものをつくらせていただいて、その方たちと区画整理というものについての勉強とか、いろいろなことをさせていただいておる中でございます。区画整理と市街化ということが少し混乱しておる。土地区画整理というのは、早く言いますとネオポリスの団地の形になる。今現在のネオポリス全体は土地区画整理事業でやった事業でございます。ただ、事業主というんですか、やられたのが民間のディベロッパーの大和団地がやられたということで、事業主はいろいろあるんです。組合でやられる場合、当然、町という行政もやろうと思えばできますし、民間の方がディベロッパーという団地造成の会社の方もやられるわけなんです。

それと、旧来の六把野とか鳥取の部分で市街化区域というものを設定されてますね、都市計画区域の中で。ただそこら辺と区画整理というのは、宅地をつかっていくということなんです。六把野とか鳥取みたいに、現況のままで色を塗ったということではない。確実に宅地をつかっていく。その中に商業であれば商業もかませて

いくというのですか、新しいまちづくりでございますので、入居された方が近くで買い物もできる、お医者さんにもかかれる、今はそんなコンパクトな市街化区域というんですか、そんなことをどんどんとやられておる市町も現在あるんですね。当然それは鉄道の絡みとか、鉄道の駅の周囲で、そういうような区画整理事業というものをやられておる町もございますので、その辺の、やられた町の研修会に行っていたり、そんなことを今現在させていただいておるところでございます。

農家の皆さんの全員の同意というのは大変難しいことも承知をしております。手元にもアンケートの意向調査の結果も見せていただいております。まちづくりを進めるべきというのは50%、今のままでよいというのが24%とか、わからないというのが24%とかという、いろいろの意向調査も手元にいただいております。しかし、なかなか100%というのは、どんなことでも難しい中を、皆さんの理解をいただきながら進めていきたい。

土地区画整理事業というのは、そういうふうには組合でやられるということなんですけど、全員の方の同意を受けて自分たちでやっていこうと。当然、区画整理事業というのは、全部の方の保有地というものをつくって、その保有地を売ってお金をつくってやっていく。そういうのが区画整理事業なんです。そういうことで、当然宅地ということになってきますので、団地みたいな格好ということでございますので、そういうことになれば、農地では残らないということですね。宅地をつくっていくということでございますので。その辺を、区画整理事業というものを、もう一遍きちっと私どもも勉強をし直す、皆さんも一遍、区画整理事業はどういうことだというものを、ご議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

議長（門脇 助雄君） 上原君代さん。

1番（上原 君代君） すみません。私も余り詳しくないもので、お聞きするんですけど、今の話の中で、区画整理をしたのは、みんな宅地になるから農地は残らないと言われたんですけど、前、企画課で話を聞いたときに、あそこの全部がなくなっても、農業をやりたい人はやりたい人で、でも歯抜けは困るから、そういうときには固めるかもわからないけど、一応半分ちょっとはやる。半分以上、半分ぐらい宅地化してもいい人がおったら、仕事としてできるかなというふうなことも聞いたと思っておりますけど。だから私は、そのまま信じて、ただ、農家を続けていく人も、市街化区域には、みんなあの地域を全部やらなきゃならないのかなということで、農家をやっても市街化の税金を払わなければならない、そしてもちろん宅地にすれば、売れなくても市街化の税金を払わなければならない、そこら辺でのすごい

負担を思ったわけですけど、今、全部が宅地にしかならないように、今の町長の説明では感じたんですけど、たしか農家を続けたい人は続けられると聞いたと思うんですけど、お伺いします。

議長（門脇 助雄君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） お答えをさせていただきます。

区画整理事業というものはそういうことだと私は認識をしております。ただ、農地として残していくということであれば、その事業からは外していくというんですか、区画整理事業の面積から当然外して残していく。そうしないと、ずっと農地で残されるというのは、先ほど私が申し上げましたように、六把野とか鳥取の今現在の市街化区域みたいなこととは違いますよといったのはそこにあるんです。今現在の六把野とか鳥取の市街化区域というのは、ほ場整備はしましたけど、区画整理ではなしに、上に市街化区域の色を塗っただけなんです。今はそういう手法は通らないと私は認識しておりますので、もう少し詳しく担当の方から答弁させます。

議長（門脇 助雄君） 水谷史郎政策推進課長。

政策推進課長（水谷 史郎君） 先ほどの件でございますけども、ご質問にございましたように、あの地区につきましては、農地も含めたり、それから宅地も一部入っておって、約30ヘクタールの区域で設定をしております。

ただ、先ほど上原議員おっしゃいましたように、今後、事業主体を組合を設立してやっていく、また意向調査はこれだけで済みませんので、さらに地権者の皆様といろいろとお話を進めていく中で区域を再設定していく、決定していく、そういった手続も必要でございます。その中で、今現在、アンケートの中で意向が示されておりますように、仮に現在自分が農業を営んでいらっしゃると。今後も農業を営んでいかれるということで、区画整理については自分としては、という仮に意向があった場合においては、やはりその中で農地を残していくということについては、区画整理事業としては成立がなかなかしにくいと思います。

ですから、そういった方法について、いろいろなご意見を聞きながら、区域をきちっと設定をしていく中で、どの区域を最終的にしていくかと。今の対象地域で30ヘクタールというのは、当然のことながら、東員駅から県道までの間でございすけども、いろいろとご意見等、それから先ほど町長の方から答弁がございましたように、既存で何もせずに市街化地域の設定をしてあるというのではなくて、新たに市街化区域を創設していくという手法でございますので、その辺についての農地

で残すところは、あえて市街化区域に編入する必要があるかないか、この辺はやはり議論する必要があるがございます。

そういったことで、先ほど町長が申し上げましたように、まだ全体的なご説明とか、そういうものは、今資料を作成しておりますので、それからその中で皆さんに説明して、再度もう一度、資金計画も伴ってまいりますし、事業の施行方法も伴ってまいります。そういった細かい点についてはまだ説明に至っておりませんので、大きなまちづくりという意味での、議論とかご意見をお聞かせをいただいた段階でございますので、今後資料を作成して、その方向に入って行って、地権者の皆さんのご同意を賜っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（門脇 助雄君） 上原君代さん。

1番（上原 君代君） すると、私は前もって聞きにいった時に、区画整理をしないところも、全部まずは市街化にしてから、区画整理する部分が決まってくるのかなと思って、そこら辺、区画整理をしない、農業を続けていくところは市街化にしないでいいんですかというふうなこともちらっと聞いた時に、あそこ一帯を市街化して、そしてその中で、また区画整理する部分と農業を続けていくところとを分けるからということで、私としては市街化になった中で、農業の人はそのまま農業を続けていかなければいけないのやったら、農業でありながら市街化の税金を払っていかなければならないのかなという、そういう危惧を覚えていたのですが、今ちらっと、全部を市街化しないかもわからないということを知りましたので、また地権者の方々の意見もよく伺って、市街化に指定する、そこら辺は区切ってやってもらったら、ちょっとは賛成の方もふえるんじゃないかなという気はします。

一応その話はそれで終わりますけど、まちづくり検討会の件ですけど、さっき町長からも言われました5回、2006年12月に第1回をやってから5回やりましてというふうなことを聞いたんです。そのニュースも全部見せてもらいましたが、最初の第1回目の時に、後の4回の会議の内容を設定して、1年余りで予定どおりこなしてます。そして、2007年3月に終了し、その間に確かに4回発行されました。でもその発行は、今、住民の皆様にと言われたんですけど、どういうところへ配ったのかなと、それはまた後で返事をしてほしいです。

それと、1回目は検討会の設立趣旨の説明、2回目はまちづくり手法の勉強、3回目は先進地の見学会、4回目はまちづくりの目標設定、地権者の意向のアンケート調査の実施、そして5回目に、最後に将来像のまとめとして、本当にこれだけの

内容を1回ずつの会議でこなしていった、しかも検討会の皆さんは、きちんとその中で聞いたとはとても思えない。ただ形式的に会議をやったとしか思えない、そういうところがあります。

それと検討会のメンバーですけど、大規模土地地権者と土地改良区の関係者と地区内の住民から13名と聞きましたけど、その内訳はいかがですか。ニュースの件と2つばかり、よろしくお願いします。

議長（門脇 助雄君） 水谷史郎政策推進課長。

政策推進課長（水谷 史郎君） 先ほどご指摘がございましたように、この会議については、ホームページ等で公開をしている内容でございます。

ただ、先ほど町長がお答えさせていただきましたように、やはり区画整理事業で地権者の皆さんにお話を進めていくについては、いろいろな手続が生じてまいります。ですから地権者の皆さんに区画整理事業、それとも組合の設立、それから事業の性格性、それらを説明するについては、法手続の見通し等もきちっとしている必要がございます。

それともう1点は、このまちづくりニュースの中で、代表者の方でお話を聞いておるわけですが、名簿が手持ちにございませんので、一人一人のお名前はということ、ちょっと申し上げられませんが、ただ、これだけでまちづくりに関する区画整理事業が進んでいくわけではございませんので、今作成しておる資料をもとに町の決定、まず地権者の皆さんにもお知らせをしていく必要がございますし、また都市計画法上の手続を経ていくについては、都市計画審議会等のご意見も賜っていかないといかんと。さまざまな関連性がございますので、この辺を今進めておる段階でございます。

ですからある程度見通し等条件等が整い次第、ご説明にはいりますという説明をさせていただきまして、またいろいろな会議の場でも、そういったことについてもご報告を申し上げていきたいというふうに考えておりますので、今の時点はこのアンケートの内容、または公開してある内容で説明がとまっておるというふうなことでございますので、お願い申し上げたいと思います。

議長（門脇 助雄君） 上原君代さん。

1番（上原 君代君） さっきから、いろいろわかってから話し合いを持ちたいと言われるんですけど、調査をたくさんやっていて、お金はかかっているんで

すよね。それから調査して、何かきちっとでき上がった段階で地権者の人と話し合
って、地権者の方が3分の2も集まらない、半分なかったら、でき上がってから反
対の意見を知ったらすごくむだになるという気がするんです。やはりある程度やり
ながら、こういうふうにやりたい、町のこうやりたいというふうな意向を話しする
中で、皆さんの意見を聞きながら、ああこれはダメだなと思ったら、途中でやめる
べきかなと。地権者の方の賛成の意見が少なかったら、途中ででもやめていかなけ
ればならない。

今の行政改革とか、いろんなことを言ってますけど、既にさっき言ったように3
千何万円のお金を出して、今年(2008年度)の予算でも615万円の区画整理
事業のお金を出しているのですよね。もうちょっと皆さんの意見を聞いてほしいん
です。

検討会だって、最後の5回目の検討会のニュースの中でも、広く意見を聞いた方
がよいとか、農地保全のためにも、レジャー農園や営農の方々の意見を取り入れる
べきとか、最後の5に、東員中央区の農地は優良農地だから、農地の残し方が重要
になってくるなど、地元住民の方や東員中央区の方々や地権者の方々との話し合い
を持つ重要性が、きちっと検討会の中でも示されていると思うんです。だからやは
りでき上がってからではなくて、また今年もこうやって615万円出すのですから、
今こうやってやってきた方向性は、きちっと示してもらえばいいんですけど、でき
上がってからでは、余りにも、ダメになったときのお金がむだじゃないかなという
ことを思いました。

それと、ちょっとこれは私の疑問なんですけど、今までこの予算では総務課の企
画費となっていたんですけど、今年は土木費の都市計画費になっているんですよね。
単純な疑問かもわかりませんが、そこに何か理由もあるかもわからないので、そ
れも教えてください。

議長(門脇 助雄君) 水谷史郎政策推進課長。

政策推進課長(水谷 史郎君) まず予算の編制、予算の置き方ございま
すけども、当初は先ほどご質問のございましたように、企画費の方で調査費を置い
ておったわけでございますけども、事業の性格上、都市計画事業に類するというこ
とで、課目を変えたものでございまして、性格上は同じことですので、ご理解をい
ただきたいと思えます。

それと、これまでご理解をいただきながら調査を進めてまいりました。確かにご指摘いただきますように、予算を執行させていただいて、今現在の進捗といたしましては、ちょうど計画図とかシミュレーション的な概要表が、作成はできております。これにはやはり、ちょっとこれまで触れなかったんですけども、さまざまな検討をする余地がございます。

検討する余地と申し上げますのは、1点は、市街化区域の中、事業を計画しているという中にも、ご存じのように都市計画の街路が走っております。この街路についても、計画上、土地区画整理事業を行っていく上では当然施行すると。いわゆる事業を展開していくという視野に入れて計画をしていく必要がございます。今現在、この都市計画街路についても、ご意見をいただきながら見直しも進めております。こういったことも、当然のことながらやはり決定していかなければならないことがございますので、このあたりについてはご理解をいただきたいと思っております。

ただ、情報というか、地権者の皆さんといろいろとお話を進めながら、ということも当然大事でございますので、またそういうことをおっしゃってみえるということで、おしかりを受けそうでございますけども、これについても、やはり整い次第、そういうふうな形で行っていくということは十分承知しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（門脇 助雄君） 上原君代さん。

1番（上原 君代君） ありがとうございます。

さっき都市計画道路のことも言われましたので、一応私もこの質問に当たっては、平成13年度の第4次東員町総合計画も見ました。そしてこの中で、きちっとここが計画の中に入っていること、道路とともに市街化区域にして、住宅区域にしていくことも、ここでなってます。でも、この話は知っての上で、住民の考え方次第では変更もできるのではないかと私は思うんです。

町長はこのまちづくりを進めるに当たって、東員駅の近くだから、北勢線に乗ってもらって、鉄道の存続のためにもと言われてます。でも宅地を買って家を建てるのは若い人が多いと思います。そんな若い人たちが車に乗らずに電車に乗って、余り思えないのですよ。たまには乗るかもわかりませんが。

それと、ほかにも私がこういうことを申し上げたいと思うのは、稲部地区の語る会でも出ましたので、町長も知ってると思いますけれど、稲部小学校の南一帯の畑、4分の1がほったらかしてあって、でもあの時も、飛地だから市街化にはできやん

ということも聞きました。だけどそういうところとか、既に市街化になっている鳥取の方からですけど、市街化区域の中にあっても、土地の開発許可を申請したら、排水ができてないという理由で許可されなかったということも聞きました。これは一般の人は余りわからなかったけど、私は一応6月定例会の補正予算で、鳥取の雨水の排水計画の測量設計委託というので出てましたので、だから許可されなかったのかとは思ったんですけど、こういうことも、市街化区域にするんやったら、指定した段階で、排水のことなんかは予測できたと思うので、きちっと最初にやってほしいなと思いました。

今回本当に広大で優良な土地を町が率先してつぶすような計画ではなくて、もうちょっと住民から出た意見を尊重しながらの計画の進め方であってほしいなと思っています。

次に移ります。2点目は、入れ歯リサイクルの導入についてです。

今、同僚議員と話をして大笑いしたんですけど、入れ歯リサイクルというのは、特に部分入れ歯に使っているパラジウムか金とか銀とか、そういうものをリサイクルしようという話なんですけど、現状として、自分も含めまして、戦後の団塊の人たちもだんだん年をとると体が弱くなって、体の弱りよりも、まず最初に歯医者に通うことが多くなっていることと思います。この年代の多くの方が部分入れ歯を使用しているのですが、部分入れ歯は、少し年数がたつと、歯茎がいろいろ変わりますので、また作り直したりするんですけど、前のものをごみに捨てるわけにもいかず、処分に悩む方も多いと思うんです。

そして、この部分入れ歯には金とか銀とかパラジウムとか、1個当たり平均で2,500円相当の貴金属が使われているそうです。そして、使わなくなった入れ歯をリサイクルして、金とか銀を取り出して、そしてお金に変えて、飢えなどに苦しむ世界の子どもたちを救おうという、日本入れ歯リサイクル協会というのがありまして、そこでのお願いを、私は資料を取り寄せまして、2006年度に日本リサイクル協会はできているんですけど、それを新聞でちらっと読みまして、そうやって、いいことならと思ひまして取り寄せました。そしてそれを東員町にお願いしますという、日本リサイクル協会の要望書が入っておいりましたので、それを5月の初めに生活環境課に出したんですけど、2回ほど催促をしても、なかなか話の中では、歯科医院に設置してもらったらどうですかということもあったんですけど、私の考えとして、やっぱり東員町でやってほしいなと思ひまして、検討してもらおうように申し入れましたが、どうなっているのでしょうか、よろしくお願いします。

議長（門脇 助雄君） 松下忠生活福祉部長。

生活福祉部長（松下 忠君） 上原議員からの、入れ歯リサイクルについてのご質問にお答えします。

入れ歯リサイクルは、一般廃棄物における資源活用概念を持ち合わせていないことから、行政主導では行っておりません。

しかし、ご質問の中身は収益金の一部をボランティア活動の取り組みとして、不用の入れ歯を回収されるとのことでありますので、私どもといたしましても、できる限りご支援をさせていただきますし、ご要望の回収スペースの確保も、施設管理者とも協議し、早急に決定してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたしたいと思っております。

議長（門脇 助雄君） 上原君代さん。

1番（上原 君代君） ありがとうございます。

ちらっと歯科医院への話があった後ですけど、回収ボックスの設置とか、貼り付けポスター代とか、日本リサイクル協会がこういうことは負担してくれますし、回収も月に1回、きちっと来てもらって、回収した利益の40%が日本ユニセフ協会、40%が取扱団体ということで、東員町がやれば東員町ですけど、そして10%、この協会の納税準備金、10%を法人の事務費ということで、そういうことがきちっとなっております、検討をお願いしたんですけど、本当に前向きによろしくお願いいたいと思うんです。

本当に今、皆さんが努力をして行財政改革をやっている中でも、やはり困っている人には、少しでも財政の援助はしていかなければならないと思うんです。だから、高齢者の集まるふれあいとか、そういうところへちょっと回収ボックスを置いて、主な場所へのポスターの貼りつけや、ちょっと広報で流していただければいいのかなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それで念のためなんですけど、これ1個2,500円ぐらいと言ったんですけど、それが後進国では250人分の予防注射のお金になったりとか、本当に大事なことです、よろしくお願いたします。

次に移ります。住民税の減免制度についてです。

1つ目に、昨年度は収入があり、住民税がかかってきていましたが、今年に入ってから病気になったり、不景気のために収入がなくなった住民のための減免制度の活用の実施に対する町の考え方を示してください。

2つ目に、住民税の条例規則ですが、新聞やメディアで報道されているのと同じで、町内でも、この不景気の中で閉業など、格差社会は広がって、税金を払いたくても払えない町民、業者は悲鳴を上げています。税の減額を受けたくても、条例が生活保護法の規定による保護を受ける者と、当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難になった者またはこれに準ずると認められる者となっています。所得が皆無となり、生活も著しく困難となった方のため、条例規則の減免制度改正についての考え方を聞かせてください。

議長（門脇 助雄君） 近藤洋総務部長。

総務部長（近藤 洋君） ただいまの上原議員の、住民税の減免制度につきましてのご質問にお答えを申し上げます。

住民税の減免につきましては、地方税法第323条で、減免をできることができる者の範囲はということで、3つ定めております。

まず第 1点目としましては、天災、その他、特別の事情がある場合において減免を必要とすると認める者。それから 2点目につきましては、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、 3点目としましては、その他、特別な事情がある者という規定がされております。

減免につきましては、市町村長の行政処分によって納税義務を消滅させるものでございまして、担税力の薄弱な方に対する救済措置でございまして、個別の事情に則して、軽減、減免を行うものとされております。

減免につきましては、市町村の条例の定めるところにより行うこととされており、町税条例につきましては第51条に定めております。

法の趣旨、それから国からの通知等につきましては、過去の大災害、伊勢湾台風や阪神淡路大震災などの天災を前提として、立法化、また目安を示していますが、病気、それから不景気等の理由によります個々の事例は、市町村長の判断ということでされております。

そういった中で、所得税につきましては、1年が終わってから、2月・3月に確定申告をしていただきまして、その年の所得に応じて精算して支払っていただいておりますが、住民税につきましては、前年の所得に応じての支払いとなっておりますので、病気により働けなくなって無収入となっても、高額な納税をしていただかなければならないというようなところが現状でございます。

都市部を中心にしまして減免規定を設けている場合もございまして、生活保護法の規定による保護を受ける者は、既に減免の対象者ということでございますので、生活保護基準で対象とならなかった方々をどう判定していくかということが問題になろうかと思っております。

税源移譲によりまして、住民税が一律10%となりまして、低所得者層の方では倍の課税となった階層の方もいると思います。そういったところで、減免規定を設置する必要があるかないかを含めまして、今後、調査し、検討をさせていただきたいと思っておりますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（門脇 助雄君） 上原君代さん。

1番（上原 君代君） 私が相談を受けて、一緒に税務課の窓口に住民税の減税の申請に行った方は、昨年11月から急に肩甲骨が炎症を起こして、病院で診察の結果、両側の肩甲骨周囲炎ということで、従来からの変形性の腰痛症、下肢筋の筋けいれんを併発して、重い物を持つことができなくて、全然仕事ができなくなって無収入となったということなんです。

税務課では、町では20年間に1件、火災の時の認定だけで、減額については、今までそれ以外にはありませんということでした。

そして、固定資産があれば対象とならないとも言われました。

でもこの方は、その固定資産も一応売りには出している中でしたけど、なかなか今の時代、すぐには話がまとまりません。だからこの方は生命保険からお金を借りて、それで生活をして、所得税や固定資産税だけは出し、そして住民税も、7月までは出しているんです。だけど、やっぱりこれからのことを考えると、借りたお金を生活費にしながらやっていくんだけど、全部出したら、本当に生活保護の申請は今してないけど、生活にも借りたお金も担保にしているもので消滅になっちゃって、そして生活もできなくなる。今の時代、固定資産を売りに出しても売れない。

そこら辺で、ただあるからすぐダメだということではなく、今困っている、そういう住民に対して、行政はどう対応していつてくれるのかなと思います。そこら辺はどうですか。

議長（門脇 助雄君） 近藤洋総務部長。

総務部長（近藤 洋君） お答えをさせていただきます。

ただいま答弁させていただきましたのは、現在の東員町の条例で規定されているところの答弁でさせていただきました。

そういった上原議員のおっしゃられます、病気になって、現実には収入が減ったりとかなくなったりとか、そういうところは、私どもとしても十分その気持ちはわかりますので、それと現在としましては、固定資産の関係で、財産があればというところもございませうけれど、言われましたように、土地をすぐに売って、すぐに現金化できるかどうかという、そういった点もございませうので、そういうところも含めて検討を進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（門脇 助雄君） 上原君代さん。

1番（上原 君代君） 税金を払いたくても払えない、でもほっておいて滞納するのではなくて、本当にどうにかしたいと思っている、こういう方々のため、この方は住民税の減免制度について、実際に返事をもらいましてダメでした。けどこれからのことを思うと、規則の改定をしてほしいと思うんです。

三重県では、1項と2項のことも、本人が県へ聞きましたら、生活保護法でいうそこからも、やはり別ものだということを言われたそうです。東員町の今の条例は、細かいことが書いていけませんので無理ということでしたが、他の市町村のように条例改正をしていつてほしいと思っております。

桑名市は2項で失業、引き続き3カ月以上ですけど、またはこれに準じたもの、または廃業などにより、当該年の所得が前年の合計所得金額の2分の1以下で、前年の合計所得金額が400万円以下の者で、生活が著しく困難であると認められる者となっています。こうやって、ただ準じるというのではなくて、今の生活と合わせて、きちっと金額でも細かくやってあれば、もうちょっと当てはまるかなと思っておりますので、東員町でもぜひそういう条例の改正をすることを要望して質問を終わります。

ありがとうございました。